

# 織豊期における村落共同体の動向

——大和今井↓大和を中心とする——

朝倉弘

【要約】秀吉政権の成立→幕藩体制の確立によつて村落共同体は封建支配の対象として掌握されていった。この場合、右村落共同体は織豊期を中心とした時期においては、封建的でないかなる過程にあつたかが問題として考えられなければならないであろう。右時期、町場の形成が簇生しつつあつた畿内先進地域については、村落共同体の実態の具体的把握の一視角として、町場との關聯においてとらえることが必要であろう。右の観点に立つ場合、町場を中心とし周辺農村を含む小地域の商品經濟圏の形成が一応考えられる。すなわち村落共同体は町場周辺として把握することによつて具体化する。この場合、とくに町場に直接接統する農村においては町場よりの出作が異常な高率を示す形で階層分化が進展する。かかる現象は当時の村落共同体がすでに封建的崩壊の過程にあるものとして把握する一つの拠り所を与えるものと考えられる。

## I は し が き

大閤検地及び近世初期の検地に關連する問題の一つに「村切」があげられる。それは技術的には村落の外殻の確認、明確化↓村落の場の把握にあると考えられるが、同時に村落共同体の把握でもある。<sup>①</sup>すなわち右の検地に關連して以上の方法によつて村落共同体を把握

し、これを封建支配の対象として組み入れていった。このことは帳地の記載様式からも伺いうる所であるが、年貢諸役が村請である点からも肯ける所であろう。かくして把握されたのが近世的な（一応封建的）村落共同体であろう。かかる村落共同体は戦国末の郷村制にその源流を求めることができる。とくにその外殻については戦国期、在地における封建領主支配が一円化するなかですでにそ

の形成をみる事ができる。<sup>①</sup>この外殻において近世的な戦国期の村落共同体はその実態において封建的なものと考えてよいと思うのであるが、この村落共同体は戦国末↓検地前の時点においては封建的でないかなる過程にあつたものであろうか。この問題は右の村落共同体が前記のごとく太閤検地及び近世初期の検地に関連して行われた村切によつて封建支配の対象として組み入れられたことの意義―それは右の検地が封建社会の一応の完成を意味するか、ないしはその再編強化を意味するかの問題に連なる―を考える上に重要なことと考えられる。

さて、右の問題について、具体的に考える場合の一視角として町場との関連においてとらえることが考えられなければならないと思う。戦国末、町場の形成が一―二里前後の間隔において簇生しつゝあつた畿内先進地域においては、<sup>②</sup>とくに考慮されなければならないであろう。

本稿は以上の観点に立つて戦国末↓検地前の時期における町場（近世的）の形成をあきらかにするなかで、周辺農村（農村はいづれかの町場の周辺として考える）の村落共同体及びその外殻について、それが封建的でないかなる過程にあつたかを考えようとするものである。

地域的には町場の形成が戦国末にみられた大和高市郡今井村（現

奈良県橿原市今井町）↓大和を中心にとりあげたい。

① 宮川満氏「太閤検地と家族構成」三（『ヒストリア』一〇号）、遠藤進之助氏「近世初期検地における「村」の成立」、『社会経済史学』二〇―二二）、後藤陽一氏「大会報告Ⅱ」、『封建領主制の確立』等々。

② 検地はその結果である検地帳の記載様式から考えれば、村落の場を構成する田畠（荒を含めて）屋敷地の登録に一つの中心目的をおいている。それは村請年貢賦課の基準としての村高の算出決定にあると考えられる。

③ 明応五（一四九六）年の「坂合部殿証文」としての「坂合部郷際目之事」（天保一三年の写、五条市表野、田中鏡次氏蔵）によると坂合部郷では山野の用益を軸として郷中一二ヶ村が共同体の関係を形成していたが、この一二ヶ村の外殻は明応五年の時点において明確化している。その一部を紹介しておく。

「前略

一中村大野村之堺目ハヒトツカシノ北ノ谷ノ南ノキシキワ中村之池迄堺目は也

一山陰村中村との堺目はフタマタ池ノ堤ヨリホフノ木谷ヘハリサカリ是アリ 後略」

坂合部は南和山間であるが、大和平坦においては形骸的に庄園領主支配が残存する側面があるにしても、実質的には村落共同体の外殻は坂合部郷の動向より考えて、形成されていたものと考えられる。

④ 検地のみならず秀吉などのとつた一連の諸政策をも含めて考

える。

- ⑤ 脇田修氏「寺内町の構造と展開」(『史林』四一ノ一)、中部  
「よし子氏「大阪周辺在郷町の形成上・下」(『ヒストリア』二  
〇・二一号)参照。

## Ⅱ 寺内町としての今井

今井についてはすでに永島福太郎氏のすぐれた労作がある<sup>①</sup>。本稿は寺内町としての今井を取扱うものではないが、一応同氏の業績に  
もとずいて寺内町としての今井の素描を行なつておきたい。今井村  
の前身である今井庄<sup>②</sup>は大和における古代よりの重要交通路であつた  
「下つ道」と「横大路」との交差点である八木の「札の辻」(後図  
参照)を西に隔ること七町の地域に一乗院領庄園として発達した農  
村であつた。それが戦国期を通じて町場的発達を上げてゆく基本的  
要因としては天文二(一五三三)年の一向宗道場(↓いのも称念寺)  
の設置が考えられる<sup>③</sup>。右道場は今井庄農民を門徒化し、恐らく地子  
の減免<sup>④</sup>などによつて今井を次第に寺内町として町場化したと考えら  
れる。その後については「大和軍記」に「此兵器器量ノ者ニテ四町  
四方ニ堀ヲ掘リ廻シ土手ヲ築キ、内ニ町割ヲ致シ、方々ヨリ人ヲ呼  
ビ集メ家ヲ作ラセ、國中へ商等イタサセ、又牢人ヲ呼集メ云々」と  
記されているが、この町場の構築とその城塞化<sup>⑤</sup>によつて寺内町とし  
ての原型を完成したものと考えたい。その時期は、城塞化を考慮に

入れるならば、石山本願寺と信長との対立が激しくなる時期に求め  
るのが穏当であり、元亀元(一五七〇)年以降、今井が信長に降つ  
た天正三(一五七五)年以前の間と考えられる。なお、信長・光秀  
の今井に対する「赦免状」はともに「今井郷惣中」宛となつており、  
兵部の動静が明徴を欠くことより考えると、今井は兵部なきままに  
反信長軍として一応立ち上つたとも考えられる<sup>⑥</sup>。かく考えると、大  
和軍記には前記のごとく今井の町場の構築とその城塞化とは兵部に  
よる旨記しているが、これは惣によるものであつたとも考える余地  
がある。いずれにしても今井における惣的結合の形成と寺内町にお  
けるその比重の大きさを伺うことができよう。尤も惣による今井の  
支配(自治組織)などについては史料の制約でこれを明らかにする  
ことはできない。唯寺内町としての今井における惣的結合のもつ比  
重より考えて、一応商工業の発展の著しかつたであろうことが推定  
される。

① 「新都市の発達」(『奈良文化の伝流』所収)。なお近業とし  
て『今井町史』があげられる。

② その一乗院領庄園としての成立年代の確証は至徳三(一三三八  
六)年(越智郷反銭取納帳)であるが、一〇二世紀さかのぼる  
と考えられる(『今井町史』四九頁参照)。

③ 『今井町史』四九頁参照。

④ 脇田修氏「寺内町の構造と展開」(『史林』四一ノ一、三ノ四

頁参照）。

⑤ 環濠の一部は現存し、城塞化の事実は否定できない。なお、今井の田畠は環濠外となつた。

⑥ 光秀よりの救免状には「河瀬兵部丞殿」とも記されているが、加筆と考えられる。なお由緒書には今井兵部は河瀬氏出自とされている（『今井町史』七五頁参照）。

⑦ 今井降伏後、今井郷の坊主として然るべき人物の存在が考えられなければならぬが、本願寺再興に好意を与えた秀吉の時代に、堺今井氏から出て本願寺に入り、門主の子息となつたと考えられる人物が今井兵部の名跡をついで今井兵部卿龜寿となつた。天正一一年の四条鍛冶井手売券（称念寺藏）の宛名は「今井龜壽殿」となつている（『今井町史』六四頁以下参照）。

### Ⅲ 町場としての今井

まず、文禄検地帳<sup>①</sup>を手がかりとして今井の町場の発達についての考察を始めたい。同帳は屋敷地（一二三石三一八）を田畠（一六三石四九二）と明確に区別し、かつ東・西・南・北・同北・新・今・同今の各町に細別登録している。すでに町名が成立していることがわかるが、そのうち新・今両町の登録は、その町名より考えて今井が町場の発達をすすめたあとと、さらに新たな町場の発達を文禄検地施行以前すすめていたことを示している。以上のことより、その実態は別として、形態的には町場としての発達をとげた段階にあ

つたと考えて差支えあるまい。ついで町場の実態であるが、以下に考察したい。

文禄検地帳の屋敷地のみについての登録人別構成を作ると表1のごとくである。同表によると、屋敷地筆数五二二筆にたいし登録人は二五五人である。これを人別登録筆数からみると、最高は甚四郎の一二筆、以下同表のごとくである。以上の登録状況は人別屋敷地筆数の分散性（たとえば甚四郎は西町に三筆、北・新・今の各町に夫々二筆、東・南・同北の各町に夫々一筆を分散登録されている。

この点甚四郎に限つたことではない。）をも合せ考えるとき、今井では当時すでに借家の存在↓借家層の形成を推定することができよう。その限りにおいて今井では近世的隷属関係の形成が相当にすすんでいたと考えられる<sup>③</sup>。屋敷地を多く登録されているものについては借家主として経済的に屋賃への依存も考えられよう。後述のごとく彼等は今井在住農民に承譜を有するものが多かつたであらう。これに対し借家人としては今井への移住者が多かつたようである。借家人といえども一軒を構える程のものは商工業に従事していたと考えられ、社会経済的にみて一概に下層とのみ考えることはできないようである<sup>④</sup>。

つぎに今井の商工業の発達に移りたい。その発達については基本的に奈良・堺の商工業の発達に負う所が大きかつたと考えられる<sup>⑤</sup>。

表1 今井村屋敷地登録状況（文禄検地帳による）

屋敷地登録 (同一人)	登録人数	屋敷地筆数	備	考
1筆	144人	144筆		
2	54	108		
3	21	63		
4	13	52		
5	7	35		
6	9	54		
7	1	7	与四郎→西町3, 東・同北・新・今町各1	
8	1	8	新三郎→東・西・南町各2, 北・新町各1	
9	2	18	善四郎→南・北・今町各2, 西・同北・新町各1 弥七郎→西・新町各3, 北町2, 同北町1	
10	1	10	源蔵→南・西・北町各3, 東町1	
11	1	11	源四郎→北町6, 西・今町各2, 同北町1	
12	1	12	甚四郎→西町3, 北・今・新町各2, 東・南・同北町各1	
計	255人	522筆		

以上の基本的立場を考慮のうちにおきながら今井の商工業について織豊期を中心に考察したい。まず「四条屋系譜統書」<sup>⑥</sup>によつて今井の商人「四条屋次郎右衛門」について紹介しよう。今井に南接する四条村六郎五郎の弟次郎右衛門は「才智交易ニ徳」かつたので、天正一八（一五九〇）年二三歳で「今井村材木町」（新町内）に分家移住した。以来「昼夜商売ニ身ヲ委」ねたので「十有余年ニテ家大ニ富リ」という発展振りであつた。その子二代目次郎右衛門は「松岡氏ト数年江戸商ニテ勝利ヲ得、茲ニ因テ寛文七丁未年家ヲ新ニ造ル、妻向ニ階建之瓦家也、世ニ三棟造ト称ス、同九年江戸積繰綿船投テ不残損失タリ、従是他国商ヲ止ム云々」という盛衰をもつた。

この系譜書は享保頃のものと考えられるが、註Ⅲの⑦⑧より考えて全く架空のものとも考えられず、一応一代目、二代目次郎右衛門は繰綿商人として身代をつくり上げた過程を伺いえよう。その出身村である四条では織豊期すでに木棉栽培が行われており、繰綿商人の存在を支える基盤は一応考えられる。取引範囲については織豊期に江戸積繰綿を考えることは無理であり、大坂・河内などへ移出していたとみるのが穏当であろう。<sup>⑩</sup>右のほか今井の文禄検地帳には「布屋」一人が登録されている。後述の今西文書とあわせ考えると次郎右衛門と同様隔地間商人ないしはその方向に発展を予想できる商人であつたと一応考えられる。

つぎに多聞院日記を中心に今井の米商人の商勢について考えてみたい。同日記に米商人として記載されているものに「与七郎・柳屋彦三郎・ツルヤ藤四郎・ナヘヤ」<sup>⑩</sup>が少くともあげられる。彼等は「かわし」によつて米穀の取引を活発に行なつており、奈良には「今井屋」<sup>⑪</sup>なるものが出て、今井よりの米切手の決済をも行なつたようである。又同日記の天正一二（一五八四）年一月二〇日の条には多聞院英俊が春日神供米八〇石を筒井順慶の家臣松倉右近などの代官より今井において受取つている。以上より今井の米商人は「かわし」組織を有し、奈良との間に当時として相当大規模な米の取引を行なつていることを伺うが、彼等は問屋商人であつたと考えてよいであろう。その取扱米は同日記に記載されている限りでは領主米であるが、そのほかに有力農民の剰余米をも市場ルートに乗せていたであろうことは後述の桜井榊、八木升などの存在から窺いうるであろう。さて、ここで左記今西文書によつて今井の商取引の性格について総括的に考えてみたい。

寛文年中より宝永年中迄、銀札多通用仕、米穀は吉野郡下市・上市・五条辺より銀子持参仕買ニ参、味噌・醤油・酒・油之類、東山中重ニ引請、二里、三里四方江商売仕候、繰綿並古手、木綿類武州・相州其外国々江送り出し、辺土之場所ながら三四拾年以前迄は、殊之外繁昌仕候御事（今西武次郎氏蔵）

右文書によると、米穀は南大和、味噌・醤油等々は東大和との間に夫々隔地間取引として取扱われ、繰綿・木綿類などは東国との間における遠隔地取引商品とされていることがわかる。以上の今井の商取引は近世初期の動向であるが、前記四条屋次郎右衛門や多聞院日記記載の米商人の商勢と合せ考えるならば、織豊期においても右今西文書の内容は一応適用できると考えられよう。<sup>⑫</sup>とするならば右の時期に今井では国内・国外を対象とした隔地間取引の行われていたことが一応考えられる。これら取引商人には前記多聞院日記の米商人など問屋クラス（専業―後述）のほかに半農半商（後述）の商人が考えられるが、後者についてはいわゆる行商人と考える。なお、隔地間取引商品はともに周辺農村における商品作物栽培を基盤とし、かつこれを発展せしめるものであるが、この点中世の遠隔地取引商品が遠隔地流通ルートに依存する傾向の強かつたのに比べると事情を異にしている。すなわち取引商品において近世的形成と考えることができよう。<sup>⑬</sup>

つぎに以上の隔地間取引のほかに今井及び周辺農村を対象とした小売商業の発達について考えてみるに、前記今西文書中の「二里―三里四方江商売仕候」という点より一応推定できるが、後述の周辺農村における貨幣経済の浸透度より考えるとき、今西文書の右記載内容は一応織豊期を含む前後の時期にも適用されうであろう。尤

もこの場合、小規模の行商であつたか、常設店舗によるものであつたかは明確になしがたいが、今井が寺内町であることより考えると、小規模行商のほか常設店舗の存在も否定できないであろう。なお関係事項として、多聞院日記によると永禄一一（一五六八）年に今井市で茶一斤半を購入したことが記載されている。この市の性格は明らかにしがたいが、今井ではほかに市に関する史料は見当らず、これまで述べてきた商業の発達の様相から考えると遺制的、補助的なものとして行われていたと考えるのが穏当であろう。すなわち今井は織豊期を含む前後においてすでに市町の段階を経過していたものとみたい。

ここで転じて今井の工業について一瞥したい。前記今西文書に記載されていた諸商品のうち油や醸造関係商品は周辺農村における商品作物栽培を基盤として今井において生産↓販売されたものと考え、て差支えないであろう。木綿を原料とする繰綿・綿布の生産工程がどこで行われていたかは明らかにしがたいが、唯大和においては近世初期においてもなお農村では木綿栽培は行なつても、それを縮くするなどの生産工程は展開していなかつたと考えられ、四糸屋次郎右衛門などの取扱つた繰綿は、おそらく堺より今井に入る干鰯による四糸などの木綿栽培を基盤として今井において加工生産されたものと考えたい。その生産構造についてはこれを知る手掛りはない

が、隣接する内膳から生産手段を失つた農民が多数今井・八木に流入したのであることが一応合せ考えられる。<sup>⑧</sup>

さて右のほか寛永年間の今井村田島名寄帳<sup>⑨</sup>と推定される文書に「可事屋」（鍛冶屋）三軒を見出しうる。又寛文七（一六六七）年の「田島之帳」から大工職に今井組の存在を知りうる。これら職人は今井が寺内町であつたことより考えても織豊期にすでに存在したものと推定される。<sup>⑩</sup>以上商品生産について概観してきたが、単純商品生産を中心としたものと考えたい。又商品は一般に庶民的なものであり、生産における近世的形成と一応考えられる。なお後述のごとくいわゆる職人は半農半工である。

ここで今井の商工業について要約すると、周辺農村における商品作物栽培を基盤とした商品生産が形成され、隔地間商業ないし今井及び周辺農村を対象とする小売商業の形で取引された。それは小地方的な社会的分業を基盤としていたもので、近世的商工業の形成と考えたい。<sup>⑪</sup>

① 称念寺蔵、『今井町史』一四五頁以下参照。

② IIの今井の町場の構築とその城塞化に関係させたい。

③ 借家については多聞院日記天正一五・三・一九の条に「糸屋借屋焼失了云々」の記載がある。なお近世初期、寛永一八年の

「借屋請状」（奈良県生駒郡斑鳩町、井上興増氏蔵）によると、龍田には松屋長三郎の借屋があり、「屋ちゃんへ苞ケ月二八匁ツ

、也」を取取している。時期的にみて社会経済構成の類似から考えて、今井においても織豊期屋ちんを取取していたものとみなしてよいであろう。

④ 後述の「四条屋次郎右衛門」や多聞院日記の今井商人（註Ⅱの⑩参照）のうち与七郎、柳屋を除く他の商人は今井の文祿検地帳に屋敷地の登録を有しない。

⑤ 今井と堺との関係については関西学院大学教授永島福太郎先生の御教示をえたが、以下については同先生の『今井町史』をも参考にした。反信長軍として立つた今井が天正三年信長に降伏（Ⅱの寺内町としての今井参照）した際、その間をあつせんしたのは堺の豪商天王寺屋津田宗及であつた（同史、六〇頁参照）。その後、秀吉の時代に称念寺坊主となつた今井兵部衛尉は堺の豪商今井宗久の子息ともいふべき近親者であつた（同史、七六頁、註Ⅱの⑦参照）。以上のことから考えると今井と堺との間には織豊期すでに商人同志の交通があつたものと考えられる（同史、六〇頁参照）。

⑥ 樞原市今井町、高木嘉蔵氏蔵。

⑦ 天正一四年の「和州高市郡四条領検地帳」『飛鳥誌』四二五頁）には「四条の六郎五郎」が一反三畝の登録地を有する。

⑧ 寛永一六年の「今井村田嶋名寄帳」（称念寺蔵）には「新町、次郎右衛門」の名前を見出しうる。

⑨ 天正一四年の四条の検地帳（註Ⅱの⑦参照）における木棉作付率は八・三％である。その他慶長八年の根成柿（後図参照）の検地帳では六・九％の木棉作付率をみうる。以上より織豊期

を中心とした時期における中和地域の木棉作付率は一応数％前後であつたと推定することができよう。詳細は拙稿「近世大和の綿作について」（京大読史会『国史論集』二 所収参照）なお、大坂に干鯛商人の発生する以前すでに堺・尼崎にその発生をみることができるようであるが（奥田修三氏「近世大和の綿作について」『ヒストリヤ』一一号、五七頁参照）、中世末堺との関係を考える今井への干鯛の移入を木棉栽培の基盤に一応推定することもできよう。

⑩ 朝屋直弘氏「十七世紀における産業構造の特質」（『日本史研究』五六号、六五頁参照）尤も反面多聞院日記の左記記載などから考えると、今井商人の東国への遠隔地取引も一応は考えることもできよう。

「天正一六・六・二七の条

弥三（奈良商人）東国へ商売ニ下、今賀茂迄出了、同道ノ衆十四五人云々」

⑪ 多聞院日記、与七郎―永祿一〇・八・二九、同一・三・七の条、柳屋彦三郎―永祿一〇・五・八、元亀三・閏正・二八の条、ツルヤ藤四郎―永祿一・二・一・三及び四の条、ナヘヤ―天正一三・二・二八の条を夫々参照。なおほかに取扱商品のあきらかにしがたいものとして八条屋堯春―永祿一〇・八・二九の条、ヲカヤ―元亀三・二・二〇の条――をあげうる。

⑫ 多聞院日記、永祿一〇・一・二・二六の条。

⑬ 繰綿、木綿などの遠隔地取引については、これを大坂・河内など近国への隔地間取引として考える（この点一二六頁参照）。

文祿検地帳には前記「布屋」のほかに「油屋」も登録されている。なお近世初期の東国への遠隔地取引については、秀吉の時代に一時衰退をみせた堺の貿易、商工業は近世初期に復活する動向や奈良からの江戸積繰綿（註Ⅱの⑬参照）との関聯において、みとめたい。

⑭ 朝尾直弘氏、前掲論文、六九頁参照。

⑮ 奥田修三氏「近世大和の綿作について」『ヒストリア』一一号、六一頁参照。

⑯ 大和における繰綿の生産について考えてみたい。奈良の繰綿については、安斉随筆（『古事類苑』産業部二）に「江戸にてはホウレイワタ綿也法令は大和国奈良の地名也。（中略）大和繰綿の如き其位下位なれども、年来の産地故、其名天下に遍し」と記されている。その品質はともかく、その伝統の古さを伺うことができよう。前記今井の場合と同様奈良周辺農村における木棉栽培を基盤にしたであろう奈良の繰綿（一応奈良で加工生産されたと考えられよう）は、おそらく中世末すでに他国取引されるまでに発展していたところ、江戸の急激な発展とともに、いち早く江戸へ遠隔地取引されるようになり、江戸における法令綿の名称をえたものと考えられる（織豊期、奈良商人が東国へ遠隔地取引を行なっていた点については註Ⅱの⑩参照）。さて、天正一三年豊臣秀長の入部によつて城下町として急速な発展をとげた大和郡山では、天正一六年の「郡山惣町分日記」（春岳院文書）によると「綿町」の存在を認めうる。降つて近世初期、正保二年の「毛吹草」には郡山特産として「繰綿」が

あげられている。すなわち郡山においては織豊期以来一応繰綿の生産が考えられるが、これは奈良繰綿の技術的導入によるものと推定できよう（城下町としての郡山の形成については奈良商人の進出が、前記郡山惣町分日記の奈良町より、考えられる）。郡山の場合と同様、奈良繰綿の技術はすでに今井へも移入されていたと考えてもよいのではなからうか。なお繰綿については保留したい。

⑰ 表⑨以下参照。なお繰綿の加工生産については内膳よりの流入労働源を基盤として小ブルジョアの商品生産への傾斜を萌芽的に推定することは時期的に通りすぎるであらうか。

⑱ 称念寺蔵。

⑲ 橿原市今井町、広島喜一郎氏蔵。なお天正一九年に田地を買得した記事も見出しうる。

一高八斗五升式合 今井村藤左衛門  
是へ天正拾九年ニ買得申候云々

⑳ 慶長四年の横大路村検地帳（大和高田市、榎根靖三氏蔵）には「可ち」二人、「大工」七人、「とい」一人が一般に零細な田畠を登録されている。とくに「可ち」は当時町場化しつつある村には一般的に存在したと考えてもよいようである。

㉑ 今井村文祿検地帳に屋号（ないし職業名）で登録されているものは、屋敷地登録人二五五人に対して二四人（地黄屋を三人、高橋屋を二人とみる）、すなわち左表のごとくである。しかし右の数を以て今井の商工業の発達段階を考えてゆくことは危険

表2 屋号登録人

屋号	屋敷地筆数
油	1
マ	1
ン	1
チ	1
ウ	1
ヤ	1
屋	1
屋	1
リ	1
屋	3
屋	1
屋	0
ヤ	1
屋	1
屋	2
ヤ	1
ヤ	1
ヤ	1
ヤ	1
屋	1
ヤ	1
屋	1
ヤ	1
屋	1
ヤ	1
屋	1
ヤ	1
計	23

註 新 登 録 する 屋 敷 地 1 筆 を 登 録 する 形 で 田 登 録 筆 数

である。というのは借家人で商工業を営んでいるもの、百姓名で登録されているながら商工業に従事しているものが考えられるからである。（註Ⅲの④参照）なお、右表二四人のうち田嶋を登録されているものは新賀屋のみであり、屋号名から考えても近村よりの移住者が多い。おそらく彼等は今井へ移住して商業を営むなかで、ともかく屋敷地を買得するまでに至つたものである。

IV 今井の階層構成

前項では今井の商工業の発達について考察してきたが、つぎに今井の階層構成について考え、町場としての実態をあきらかにしたい。上層に属するものとしては、前記多聞院日記記載の「柳屋」以下の商人があげられる。彼等は「かわし」組織を有し、大和一円的規模において米などの取引に従事しており、問屋クラス商人であつた。

るものをあげたが、彼等は商業ないし商工業に従事しているほか文禄検地帳に田嶋の登録地を有しない。⑤農業との関係が考えられな点において共通している。商業ないし商工業を専業としていたと考えられる。

つぎに中間層に属すると考えられるものには結論的にいつて半農半商（工）があげられる。今井の文禄検地帳による登録人別構成（屋敷地のみの登録人を除く）は表3のごとくである。同表によると農民上層として源藏<sup>④</sup>が考えられるほか、農民中間層として一町前後の登録を有する三人が、農民下層として五反以下の登録人が考えられる。彼等のうちには登録反別の多少に拘らず屋敷地を多数登録されているものが多いが、借家主でもあつたと考えられる。その限りにおいて五反以下の農民下層と考えたものは一概に今井の下層とのみ考えることはできないであらう。そのほか五反以下の登録人のうち

ついで繰綿、綿布、その他酒・油などを取扱う隔地間取引商人などあげられよう。そのほか元和五（一六一九）年、今井が郡山藩領に編入されるに際して惣年寄として町政を担当した今西、上田、尾崎（ともに商人であつたと考えられる）<sup>①</sup>家がある。以上、上層に属すると考えられ

表3 今井村の登録人別構成

登録反別	登録人数	うちヤンキ持(筆数一人数)
16未	1人	1人(10-1) 源藏
15以上		
15 ~ 14		
14 ~ 13		
13 ~ 12	1	1(4-1)
12 ~ 11	1	1(3-1)
11 ~ 10	1	1(6-1)
10 ~ 9		
9 ~ 8		
8 ~ 7		
7 ~ 6		
6 ~ 5	4	3(12-1, 6-1, 2-1)
5 ~ 4	2	2(9-1, 5-1)
4 ~ 3	11	7(10-9-6-4-各1, 2-3)
3 ~ 2	34	25(8-7-6-各1, 5-4-各2)
2 ~ 1		3(3-3, 2-6, 1-9)
1 未滿	18	11(4-1, 3-3, 2-2, 1-5)
計	73	52

註1 屋敷地のみの登録人を除く。  
 3 文禄検地帳による。 2 入作の二人を除く。

には周辺農村に出作地を有するものが多い。(農民上・中間層の人は出作地をもたない)ここで周辺農村の文禄検地帳によつて出作状況について考察したい。今井に北接する内膳、内膳に北接する上品寺、上品寺に北西接する土橋の三ヶ村(後図参照)はともに文禄検地帳が現存するので、今井北方に限定してその出作状況を考えてみるに表4のごとくである。つぎに今井より内膳・上品寺への出作

表4 今井よりの出作状況

出作村	出作人数	反別	割合
内膳	66人	103.028	37.66%
上品寺	41	37.820	14.73
土橋	1	1.514	0.38

註 1, 文禄検地帳による。反別に対するもの  
 2, 割合は出作村の全反別である。

れねばならないであろう。おそらく彼等は戦国末より織豊期にかけて周辺農村に出作地を求めて進出したのであろうが、今井における登録地はすべて五反以下であり、その限り零細といえることより考えると、彼等は農業外(商工業、借家主など)収益によつて出作地を買得たものと考えられる。すなわち彼等は今井が町場化するなかで借家主となり、又商工業をも営むようになり、半農

人別構成(今井にも登録地を有するものみの場合——今井の分も含む)を作成すると表5のごとくなる。同表について考える場合、今井周辺農村としては右両村のほかに四条(小泉堂を含む)・五井・小綱・地黄・曾我・妙法寺などが考えられるので、実際の出作反別は表4のそれよりも一般的にいって上廻ることが注意されなければならない。なお彼等はすべて今井に屋敷地を登録され、その筆数の多いのが多数を占め、登録反別の多少に拘らない。そのほか彼等は後述することく純農とは考えがたい。以上のことを綜合して考えると、たとえ三反以下の登録人であつても自立再生産は充分考えら

表5 今井より内膳・上品寺への出作状況

登録反別	出作登録人数 (於今井ヤンキ 地筆数一人数)
14未～13以上	1(5-1) 甚六
13～12	
12～11	
11～10	
10～9	
9～8	
8～7	1(2-1)
7～6	
6～5	2(12-1, 2-1)
5～4	9(9.4.2-各2, 8.5.1-各1)
4～3	2(6-1, 2-1)
3～2	10(4.3.1-各2, 11.7.6.2-各1)
2～1	12 (6-2, 4-4) (2-1, 1-5)
1未満	5 (3-1, 2-3) (1-1)
計	42

半商(工)として自己の経営を形成した。従つて彼等は今井在住農民に系譜を有するものと考へてよい。今井の工業者(職人)がこのうちに含まれるほか商業者としては商人中間、下層<sup>④</sup>に入るであろう。要約するに中間層に属するものは農民中層と半農半商(工)のものが考へられるが、ともに今井在住農民に系譜をもち、屋敷持であつた。

つぎに今井の下層に属すると考へられるものについて考へたい。今井の文禄検地帳には登録

表6 今井より内膳・上品寺への出作状況

出作反別	出作人数
13未～12以上	1人(弥六)
12～11	
11～10	
10～9	1 (二郎)
9～8	
8～7	
7～6	
6～5	1 (次郎)
5～4	
4～3	1
3～2	4
2～1	8
1未満	29
計	45

註 1, 無主1を除く登録地  
2, 45人(今井ヤンキ)は無人(→)を今井ヤンキに  
3, なる(→)作村にも屋敷地登録  
4, 録は(→)ない。出作に於ては、弥六、二郎、次郎、次郎、反と文  
5, 15～すべて

も個別経営を持つている点において半自立と考へられる。なお彼等は無屋敷である点においても共通しているが、住居は本家ないし主

註 1, 出作人はすべて今井に田畠屋敷地ないし屋敷地のみを登録され、上表に含まれているものはいない。  
2, 出作村に屋敷地を登録されているものはない。  
3, すべて文禄検地帳による。

地を有しないが、周辺農村には出作地を有するものについての登録人別構成を作成すると表6のごとくである。同表の弥六や二郎の場合は半農半商(工)の借家人と考へられ、今井の中間層に入れることも当時としては可能でもあろう。五反前後の出作人の場合も内膳・上品寺以外の周辺農村への出作をも考慮に入れるならば弥六などに準ずると見ることのできるものもありえよう。しかし一反未満の二九人については、表3の村内零細登録人(無屋敷)とともに自立再生産を考へることは一般にむずかしいであろう。従つて彼等は血縁分家前の未分化な過程か、隸属的な関係ないしは近世的雇傭関係か、いずれかにあつたものと思へたい。しかしいずれにして

家、雇傭主の屋敷内（門長屋をも含めて）であつたと考えた。以上半自立のものを今井下層として把握したい。

さて、右のほかになお今井においては個別経営を持たぬものの存在が後述の内膳の動向より推定される。この存在を今井最下層として把握したい。彼等は生産手段を失つて今井に流入したものであるが、とくに今井の商工兼業商人の雇傭労働源の中心をなしたものと考へたい。

以上今井の階層構成について概観したが、要約するに、上層として商業ないし商工兼業の間屋商人を考へた。このうちとくに商工兼業のものは最下層の生産手段を有せぬ流入者と密接な関係にあつたと考へられる。そのほか農民上層として把握した源藏を上層に入れるであらう。彼は称念寺執事とも称すべき地位にあり、特殊な存在でもある。源藏以外上層に属するものは今井・周辺農村に登録地を有せず農業との関係はみられなかつた。中間層としては半農半商（工）を考へたが、これは商人中間・下層と職人を指すものである。下層としては半自立民が考へられたが、分家前の二・三男、隸屬農民、半プロの形であつた。

つぎにここで今井の町場としての実態について考へてみるに、中間層として半農のものが多く、農村共同体を脱皮してはいない。このことは今井が村として文禄検地において把握されていることを裏

書する。しかし他面町場として形態的にはほぼ完成し、かつ商工業の発達については單純商品生産を中心とするものと推定された。以上の点から考へて、今井はいわゆる在郷町としてこれを把握することができよう。

- ① 寛永一六年の今井村田畠名寄帳（称念寺藏―内容は検地帳であり、一等毎の内容、登録順序は文禄検地帳に同じ）における惣年寄三氏の登録地は今西与次兵衛九反一〇一（一〇筆）尾崎源兵衛五畝（一筆）上田忠右衛門無登録である。今西与次兵衛の登録一〇筆の文禄検地帳登録人は一〇人であり、この一〇人の文禄検地帳登録地は寛永時まで多くの登録人に夫々が分解し、その一筆づつが与次兵衛に移動している。従つて与次兵衛が寛永時有した一〇筆の登録地は文禄検地以後買得したものと考へられ、文禄時今西氏は登録田畠を有しなかつたものと考へられる。尾崎源兵衛の場合も同様である。従つて惣年寄三家は文禄の時点でも商工業に専従していたと考へられる。この三氏は寛永の時点屋号を有することからも推定される（今西氏―小物屋、上田氏―壺屋、尾崎氏―塩屋）。なお三氏とともに織豊期半人として今井に入村したものである（『今井町史』四〇三頁参照）。
- ② 今井のみならず周辺農村（内膳・上品寺）にも田畠の登録はない。
- ③ 太閤検地帳にもとづいて階層構成を考へることに問題はあつるが、登録人についてはつぎのごとく考へて、登録人別構成をもつて階層構成とみなした。登録反別はそのまま経営規模を示すものではないが、登録されるについてはそれだけの根拠があ

つたからであつて、とくに無屋敷登録人の場合、彼等が二、三男ないし隸属農であつても、本家や主家との間に何等かの経営上の関係があつたとしても、そのうちにあつて個別経営をも行なつてゐる点で一個の農民と考へうる。又彼等は借家住の小作人であつたとしても、實質的にその立場は登録地を以て考へては誤りないと考へられる。

- ④ 源蔵は今井上層と考へたい。後述。
- ⑤ 内膳村文禄地帳―天理図書館蔵。
- ⑥ 上品寺村文禄地帳―樞原市上品寺町、上田九郎右衛門氏蔵。
- ⑦ 土橋村文禄地帳―県立奈良図書館蔵。
- ⑧ 註Ⅲの⑯⑳参照。そのほか三瀬（樞原市）田原本（磯城郡田原本町）などの文禄地帳における職人―大工、鍛冶などすべて半農半工である。
- ⑨ 商人上層は農業との関係を有しないので、農業と関係ある商人は商人中間・下層と考へた。
- ⑩ 『今井町史』四〇〇頁参照。

V 周辺農村の動向

前項までに戦国末より織豊期にわたる今井の町場的発達の段階とその具体的様相について考察してきた。つぎに町場周辺の農村の動向―貨幣経済の浸透度―について、文禄地帳の出入作状況などか

表7 今井・八木よりの出作状況

出作村	今井より出作	八木より出作	全入作地
四 条	石 83,930 77.28%	2,500 2.30	94,950 87.42
内 膳	反 103,028 37.66%	100,213 36.62	273,718 86.14
上品寺	反 37,820 14.73%	16,303 6.34	79,717 30.01
木 原	なし	反 131,512 43.91%	299,528 59.83
土 橋	反 1,514 0.38%	なし	53,802 13.26
十 市	なし	石 0,368 0.74%	78,694 15.78

註 1, 四 条は天正14年の検地帳による(石)  
 2, 十 市は文禄5年の寄帳による(反)  
 3, その他は文禄4年の検地帳による(反)  
 4, 出入作は町場周辺農村では一般的にみられる現象と考へられ、村切によつて生じたものとは考へたい。

ら考へてみたい。前項では今井中心に考へてきたが、八木の場合をも含めて今井・八木周辺農村における両村よりの出作状況を整理すると表7のごとくなる。今井・八木に直接隣接する四条・内膳・木原（後図参照）における総入作反別の割合は夫々八七・四二%、八六・一四%、五九・八三%であり、異常に高率と考へられる。今井・八木より一村を隔てて隣接する上品寺の場合には三〇・〇一%で前者より割合は少く、今井・八木より数ヶ村隔てた土橋・十市の場合には更に少く、夫々一三・二六%、一五・七八%である。町場に接近し

今井・八木を中心とした大和の略図

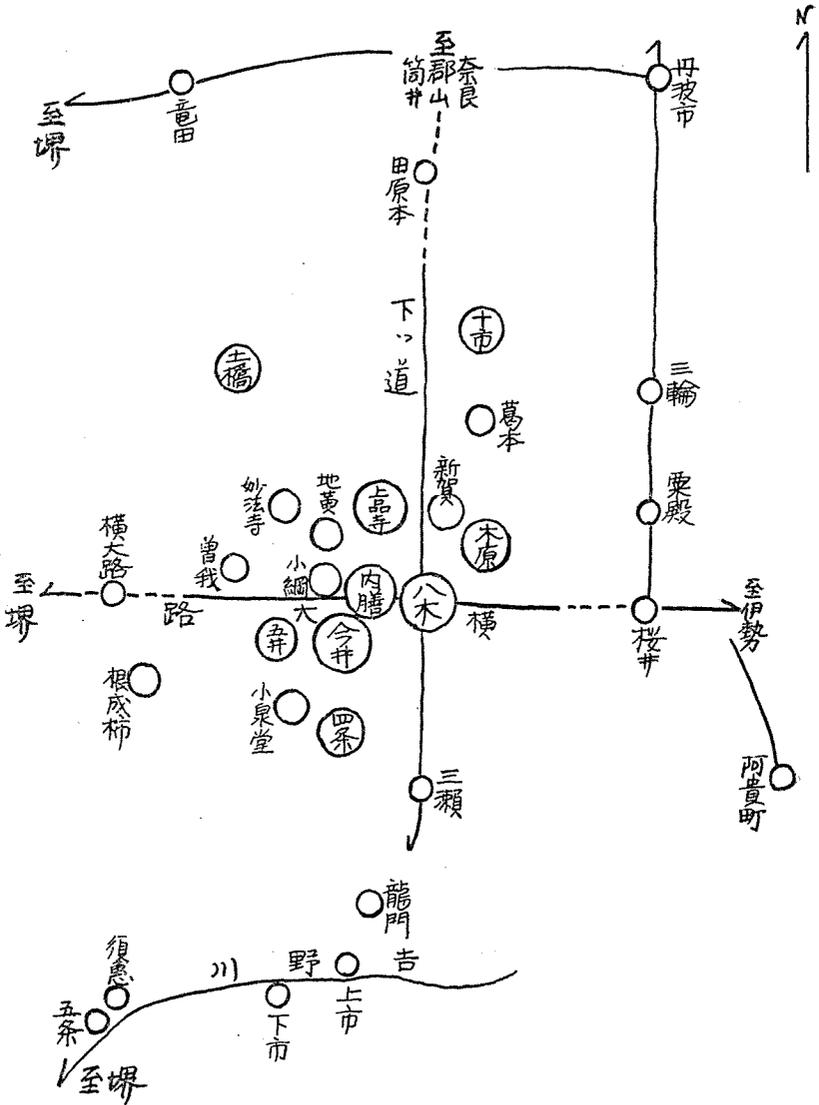


表8 登録人の動向（於根成柿）

区分	登録人	項目	文禄検地帳		慶長検地帳		増減
			反別	内ヤンキ地反別	反別	内ヤンキ地反別	
一町以上	○1	弥十郎	41.918	0.510	26.011	0.510 0.018	-
	○2	弥与弥小	10.100		8.902		-
	○3	弥与弥小	13.301		17.705	0.020	+
	○4	弥与弥小計	14.406 79.725		7.200 59.818		-
一町 三反	○1	新助	9.709	0.106 0.300	23.706	0.106, 0.300 0.200	+
	2	助宗	9.307		2.021		-
	3	宗太	8.701	0.210	6.905	0.210	-
	4	太	8.419		0.101		-
	5	三	7.818		0.200		-
	6	弥太	7.125	0.410	8.209 (0.002カ)	1所	+
	7	次左衛門	7.015		外1所 4.402		-
	8	左源喜	6.609		4.806		-
	9	源喜	6.415		0.703		-
	10	喜	5.618		2.120		-
	○11	彦	5.219		16.242	0.120, 0.114 0.016	+
	12	甚左衛門	4.826		4.918	1所	+
	○13	左善	4.619		外1所 6.216	0.028(畠)	+
	14	善弥	4.120		2.320		-
	○15	弥左衛門	4.019	0.020	3.128		+
	16	左彦	3.728		6.115		+
	17	彦小計	3.226 107.123		2.227 90.813 外1所3		-
三反以下	○1	九郎	2.525	0.106	4.118	0.106	+
	2	六弥	2.410		2.410		+
	3	弥与	2.218		9.526		+
	○4	与助	2.119		18.327	0.210, 0.106 0.106, 1所	+
	○5	助明	2.022		外1所 3.213		+
	6	明彦	1.822	0.220	2.808	0.220	+
	7	彦道	1.810		9.809		+
	8	道寄	1.312		0.126		+
	9	寄与	1.014		0.028	0.028	-
	10	与弥小	0.924	0.028	0.200		-
	11	弥小	0.916		0.916		+
	12	与弥小	0.909		4.126	0.415	+
	13	与弥小	0.629		0.322		+
	14	与弥小	0.626		0.220		-
	15	与弥小	0.615	0.415	2.615	0.100	+
	16	与弥小	0.600	0.200	0.608	0.200	+
	17	与弥小計	0.018 23.119		0.018 60.020 外1所1		+

註 ○印木棉栽培を行つている。

ている村程入作反別の割合が大きく、かつ町場今井・八木よりの出反別が圧倒的に大きい割合を占めていることがわかる。八木の場合校地帳が未発見であるからわからないが、今井の場合入作人は二別（割合）の多寡は貨幣経済の浸透度を示す指標と考えて差支えない

いであろう。以上のような町場・周辺農村を中心とした貨幣経済の形成の要因についてはいろいろ考へうるであろうが、その一つとして商品作物の栽培（周辺農村）とその加工（町場）があげられる。

すなわち小地域の社会的分業を基盤とした商品経済の展開が考えられる。前記今井の商人による取引商品は米・繰綿・綿布・味噌・醬油・油・酒などであつたがすべて周辺農村で商品作物として栽培されたものを原料としている。今井に南接する四条で木棉栽培の行なわれていたことは前記したが、天正一四年の検地帳によると八・三%の割合で作付が行なわれていた。<sup>①</sup> さてこうした動向が如何なる結果を町場、周辺農村にもたらすかについて横大路の近村である根成柿について考へてみよう。根成柿では慶長八年の検地帳によると約七%の木棉作付反別が考へられた。<sup>②</sup> 幸い同村には文禄検地帳も現存するので、両検地帳の比較によつて同村の登録人の動向をみるに、はげしい階層分化を村内において形成している（表8参照）。表8のうち彦六は文禄時五反二一九より慶長時一六反一〇四へと飛躍的に登録地を増加しているが、増加分の文禄時登録人は一九人である。すなわち一九人より買得したものと考へられる。根成柿の登録人の階層分化による登録地の移動は一般に買得によるものと考へてよい。<sup>③</sup>

さて、出作地の形成は登録地の移動を伴うこと云うまでもない。従つて内膳・四条・木原などにおける入作地の増加は、これら周辺

表9 内膳村々内登録人別構成

反 別	登録人数	屋 敷 持
21未～20以上	1	0(庄屋→除地カ)
⋮		
(中略)		
⋮		
6 5	1	1(きもいり)
5 4		
4 3		
3 2	2	1(道場)
2 1	2	
1 未満	7	2(こちきうば)
計	13	4

註1, ぬしなし, 失人を除く, 失人に屋敷地登録筆がある。  
2, 文禄検地帳による。  
3, 村高は372石090である。

農村における階層分化に伴う結果と考へられる。この場合町場としての今井・八木を含めて登録地の移動・階層分化が形成され、登録地は町場へ一方的に移動したのである。従つて内膳などでは登録地を失つてしまったものも数多かつたと考へねばならぬが、表9はそれを示すものである。すなわち人口の減少の顕著なことは否定できない。右内膳の状況は秀吉が天正一九（一五九二）年に発布した身分度の「在々百姓等、田畠を打捨、或あきない、或賃仕事ニ罷出」する以上の状況を反映するものがあると思へられる。この場合今井の商工兼業の上層商人などの対比において考へるとき「賃仕事ニ罷出」するもののあつたことが推定されよう。そのうちには雑業に

従う「日用」<sup>⑧</sup>のいたことが一応考えられるほか、その実体を明らかにすることはむづかしい。

- ① VIの①参照。
- ② 木原村文禄検地帳—檀原市木原町、平田喬祐氏蔵。
- ③ 十市村文禄名寄帳—檀原市十市町、今沢為男氏蔵。
- ④⑥ 註Ⅲの⑨参照。
- ⑤ 前図及び註Ⅲの⑳参照。
- ⑦ 前掲拙稿、一一〇頁参照。
- ⑧ 脇田修氏「近世前期における奉公人の問題」〔近世史研究〕三ノ五、二頁）参照。

## VI 大和における小商品経済圏の形成

前項までによつて町場（在郷町）としての今井・八木は周辺農村と小地域的な社会的分業にもとづく商品経済圏を形成していることを知りえた。さて戦国末より織豊にかけて大和においては寺内・門前・交通上要地↓市場・城下などの形において近世的な町場ないしその萌芽的の形成がすすんでおり、かかる町場を中心として前記小商品経済圏が程度の差はあれ、各地に（一）二里前後の間隔を置いて展開しつつあつた。以下に右小商品経済圏の中心となつた町場ないしその萌芽的の形成について要点的に記すと左のごとくである（前図参照）。

まず今井・八木<sup>①</sup>の属する中和地域（当時としては南和とも考えられる<sup>②</sup>）においては、今井・八木のほかに田原本<sup>③</sup>・横大路<sup>④</sup>・桜井<sup>⑤</sup>・阿貴町<sup>⑥</sup>・三輪<sup>⑦</sup>・三瀬など一応あげられる。こうした町場は相互に関連を有したと考えられるが、中和地域においては「東山中」をも含めて今井が隔地間取引を基盤として中心的な存在であつたと考えられる。南和地域（当時として堺経済圏の一環をなす）においては五条<sup>⑧</sup>・須恵<sup>⑨</sup>・下市<sup>⑩</sup>・上市<sup>⑪</sup>・龍門<sup>⑫</sup>などがあげられる。この地域では五条が吉野川の舟運をもつて堺と取引関係を有し、中心的存在であつたと考えられるが、とくに西吉野、葛上地域で重きをなした。下市も西吉野を背景としたが、上市は東吉野に重きをなした。北和地域では都市としての奈良のほか丹波市<sup>⑬</sup>・筒井<sup>⑭</sup>・龍田<sup>⑮</sup>などが考えられる。奈良が京都と関係を有していたこと云うまでもないが、龍田を中継地として堺とも交渉をもつていた。北和地域の中心は奈良であるが、この地域では郡山が筒井順慶の城下町として発展するにつれて次第に重きをなし、天正一三（一五八五）年豊臣秀長が郡山城に入部して以来奈良の発展をも抑圧しながらその地位を高めてゆき、近世においては奈良における領主的商品流通の中心の立場を確立してゆく。

① 八木（檀原市八木町）について

(1) 「下つ道」と「横大路」との交叉点—交通上の要地。

(甲)中世、「八木座」の所在地。大日本史料八ノ三、文明元年一二月二六日の条、「大和八木中買衆、荷坂本座衆と胡麻の売買を争う。」

(イ)大乘院寺社雜事記九、文明一八年一月九日の条「一百十三日至来月十三日、矢木市ニ毎日市ヲ可立之由、在々所々ニ札立之、自国、他国可立之云々……數百間ノ屋形打之云々」

(ニ)天文一三年「御供所惣田數帳」(談山神文書)に「八木升」の記載がある。

(ホ)隣村への出作については表7参照。

環濠に囲まれた市場町としての八木の發達段階は今井に準じたものと考えられる。

② 田原本(磯城郡田原本町)について

(イ)中世、「檜物座」(大乗院支祀)の所在地。

(ロ)田原本村文祿檢地帳(小林義光氏藏)登録人として「とひ」

「可ち母」「東しち」各一人がある。小字「可ちや」がある。

③ 横大路(大和高田市横大路)について

慶長四年の横大路村檢地帳(櫻根靖三氏藏)登録人について註

Ⅲの②参照。

④ 桜井(桜井市桜井)について

(イ)永正六年の「寄進日本券文」(多武峰文書、天理図書館藏)

によると周辺農村浅古、池之宮地方では「桜井辨」を使用

。「桜井町史」参照)している。

(ロ)天文一三年「御供所惣田數帳」に「桜井判」の辨の使用がみられる。ほかに「ハセ判」「リウモン判」「ウダ判」がみられ

る。

永正、天文の頃より市場町としての發達がみられる。多武峰を背景にし、横大路に添った環濠市場町として織豊期には一層の發展がみられたと考えられる。

⑤ 阿貴町(宇陀郡大宇陀町内)については④の桜井「ウダ判」参照。

⑥ 三輪(磯城郡大三輪町三輪)について

(イ)恵比須社、「天正十五丁亥年八月八日」の棟札に「上棟城上郡三輪市場美酒宮奉加入教云々」の記載があり、近世三輪町の母体となった(『大三輪町史』一六四頁参照)。

(ロ)隣村粟殿村への出作状況(文祿檢地帳による)は

三輪上市一九一石七七三三

// 下市一三一石七九〇〇

// 三輪一六石八五四〇

桜井 一四〇石三五六一

粟殿村への各村よりの出作は二一・四一%

(『桜井町史』二四〇頁参照)

⑦ 五条・須恵(五条市五条・須恵)について

(イ)「寄進河内国観心寺

大和国宇曆郡須恵庄除市場井寺社給安塔事

右為祈禱料、所々寄附状、如件、

応永十六年三月三十日沙弥 (花押) (『宇智郡史』)

(ロ)須恵五条之帳(文祿檢地帳写、天理図書館藏)における屋号による屋敷地登録人九人(総屋敷地登録人八九人)。なお屋敷

地登録状況は五筆―三人、四筆―四人、三筆―一人、二筆―一七人、一筆―五二人であり、借家の存在が考えられる。  
 ⑧ 下市（吉野郡下市町）について

(1) 明応四年一向宗願行寺建立―寺内町として町場が形成  
 (2) 方便法身尊像裏書、明応六年九月十二日勝林坊門徒、和州吉野郡郷五領秋川下市、願主釈道信

(3) 多聞院日記、永祿九・一一・二四の条に「是（奈良）より天川へ参ニハ下市越カ近候也」とあり、吉野への関門である。

(4) 吉野郡（天川・川上・大塔・北山）などにおける木地師による木地、及び下市奥の漉紙の集散地。

⑨ 上市（吉野郡大淀町内）について

下市と同じ頃一向宗本善寺が建立、寺内町としての一応町場が形成。又国栖紙の集散地である。

⑩ 龍門（吉野郡吉野町内）について

註④桜井の項の(2)参照。

⑪ 丹波市（天理市丹波市）について

(1) その初見―大乗院寺社雜事記、寛正三・八・五の条。

(2) 元亀元年、布留社丹波領惣田数帳（石上神宮藏）によると「大文字屋、くつわや」などがみられる。

(3) 上街道筋に添う市場町が形成されていた。（『天理市史』一七二頁）

⑫ 筒井（大和郡山市筒井町）について、

筒井（順永）氏の本質であると共に下つ道に添っており、市の開設もみられ（多聞院日記）、一応町場化の形成が考えられる。

⑬ 龍田（生駒郡斑鳩町龍田）について

(1) 奈良、堺を結ぶ中継地、法隆寺門前として、大和では八木について中世早くも町場の形成がみられた。

(2) 大永二・三・一二の田地売券に「龍田コマヤ五郎二郎」、「酒屋左衛門三郎」がみえる。

(3) 天文八・三・一八付の田地売券に「龍田松屋左衛門五郎」「コマヤ」「角屋助次郎」の記載がみえる。

## Ⅶ ま と め

以上戦国末より織豊期にわたる大和の近世的な町場の形成について概観してきた。繰り返すまでもなく、こうした町場は周辺農村をも含めて小地域的な社会的分業に基づく商品経済圏を形成しつつあった。かかる形成は右経済圏一体としての階層分化を伴いながら進展するのであるが、この場合、周辺農村のたどらなければならなかった方向は内膳にみたごとく、入作の増大、人口の減少↓内膳としての村落共同体及びその外殻の動揺↓崩壊であった<sup>⑬</sup>。

封建体制は土地経済↓農村を基盤として形成された体制と考えられる。この場合封建体制に照応した商品流通の必要であることはいうまでもないが、それは封建体制をより発展せしめるものでなければならぬであろう。その限りにおける商品流通は基本的には遠隔地商品の遠隔地取引が考えられねばならない。今井の場合、遠隔地

取引をみる事ができたが、それは遠隔地商品ではなくて、周辺農村を含む小地域的な社会的分業を基盤とするものであつた。こうした点において近世的要素を含むものと考へたが、それは周辺農村↓封建体制を動揺↓崩壊化に導くものであつたと考へられる。

以上の動向は単に大和のみにおけるものではなく、摂河泉においても同様にみられたものと考えられ、畿内先進地域の動向として一応把握することができよう。

さて、信長のあとをついだ秀吉は、まず畿内先進地域をその支配下に収め、太閤検地を施行し、それを基盤として全国統一を強行し、検地をも全国化したか、かかる時点における客観状勢（一側面）は右のごときものであつたと考へられる。

① 戦国期を通じて農村において進展する階層分化には百姓名の分解にもとづくものと考えたい。上島有氏「南北朝、室町期の農民生活」〔『日本史研究』三七号〕など参照。

② 町場と町場との中間地域（圏内において町場より比較的離れた地域）の農村であつて商品作物栽培を形成するに至らない農村であつても、名主百姓の生産物（年貢銭納のため）余剰生産物の売却を軸として貨幣経済の浸透が考へられる。中世の貫文制や、戦国大名にうけつがれた徳政（当時の田畠の売券には必ずといつてよいほど徳政無効の条件が記されている）などは以上のことを物語っている。この貨幣経済の浸透は百姓名の分解をすすめ、有力化する農民は武士化の道をたどり、封建権力の基盤が再生産される。

③ 註Iの⑤参照。

## Trend of Village Community in the Period of

*Oda-Toyotomi* 織豊

—especially in *Yamato* 大和 and *Imai* 今井—

by

Hiroshi Asakura

Village community was gradually grasped as an object of feudal control through the formation of *Hideyoshi* 秀吉 administration the establishment of Shogunate system. In this case, it is a question in what process of feudalism the community of the period of *Oda-Toyotomi* was.

The advanced area of *Kinai* 畿内 where the formation of *Machiba* 町場 was predominant, is to be understood in the relation with *Machiba*, as an angle to understand the nature of rural community concretely. From this point of view, we can keep in mind the formation of commodity economy in narrow area including *Machiba* as a center and villages around it. That is, village community becomes concrete by grasping it as a place around *Machiba*. In this case, class differentiation makes progress in the form in which emigrants from *Machiba* showed extraordinary high rate especially in the village next to *Machiba*. This phenomenon offers a foundation that the then village community was already in the process of feudal dissolution.

## The English Wool Trade in the 15th Century

by

Hisao Ono

The aim of this article is to trace the development of the English wool trade in the fifteenth century which led to the establishment of the Staplers in Calais. The multifarious influences of this monopolistic trade were felt in every field of the political and economic history of the period, but main forces can be summed up as follows: the protection of English trade from the foreign interference, the boom of commercial capitalism, the growth of the woollen industry and last but not least the fostering of the royal finance. The crucial period of this change of the economic trend falls in the earlier part of Edward IVs' reign. The much-discussed origin of mercantilism is still to be sought, but it is not too much to say that this period ushered in the new age of English trade.